

令和6年度 豊橋市立福岡小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

- ・いじめは絶対に許されない。
- ・いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為は許されない。
- ・いじめは卑怯な行為である。
- ・いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうる。

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。本校では、これらの基本的な考えをもとに教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

この組織としては、本市においては「生活サポート委員会」がその役割を担う。いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

生活サポート委員会は、校長、教頭、教務主任、校務主任（生活サポート主任）、生徒指導主任、通級担当者、養護教諭、該当児童の学年主任・担任で構成する。全教職員から構成される生活サポート全体会については、月1回程度開催し、いじめや不登校、発達障害などで配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員等とも連携をとりながら指導にあたる。

(1)「生活サポート」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・心のアンケートや面接（教育相談）の結果は速やかに生活サポート委員会で教職員の共通理解を図り、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけ、いじめられている児童の立場に立った親身な指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、生活サポート委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

この基本方針と、豊橋市教育委員会策定の「いじめの予防、早期発見・早期対応マニュアル」及び「子どもの自殺予防マニュアル」をもとに取り組んでいく。

（１）いじめの未然防止の取り組み

ア 学級経営の充実

- 「学級遊び」、「よいところ見つけ」、「構成的グループエンカウンター」「ソーシャルスキルトレーニング」等の活動を取り入れることにより、友達や自分のよさに気づくようにするとともに、集団の中での心の居場所づくりに努める。
- 発達段階に応じた「あたたかい聞き方」や「あたたかい話し方」などを意識させたり、自己表現力やコミュニケーション能力を育成したりすることにより、生き生きと学び合い、充実感や成就感をもてる授業の実践に努める。
- 6年生では hyper-QU の検査を行い、結果をよりよい学級集団づくりやいじめ・不登校の予防に活用する。

イ 学校として特に配慮が必要な児童生徒についての対応

- 発達障害を含む、障害のある児童に対しては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別的教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

ウ 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心等を育てる。

エ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

- 5、6年生には、出前講座「スマホ・ケータイ安全教室」の時間を設け、自分にも起こり得る身近なトラブルについて気づかせ、IT機器を安全に使用しようとする態度を育てる。

オ 地域や家庭との連携

- 学校だより「良友」、生徒指導だよりや学年通信等で、保護者などに広く、いじめの問題や学校の取り組みについての理解を促すよう、広報啓発を充実する。
- より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体との連携促進や、学校評議員会や校区青少年健全育成会など、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(2) いじめの早期発見の取り組み

ア 日常的な見守り体制の充実

- 月に1回、生徒指導部会を開き、各学年の情報交換を行う。学校全体の様子や指導方針を共通理解し、全ての教職員で全ての児童の指導にあたるように努める。

イ 相談体制の整備

- 「生活アンケート」及び個人面談の実施やスクールカウンセラーによる教育相談などを通して、児童の実態を十分に把握し、いじめの早期発見に努める。

ウ 対児童、対保護者との関係づくり

- 教師と児童生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

エ 地域や家庭との連携

- 児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。

(3) いじめに対する措置

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、生活サポート委員会（いじめ・不登校対策委員会）を中心に組織的に対応を協議する。
- 必要に応じて、教育委員会や児童相談所などの関係諸機関と連携して問題解決に臨む。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、【重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「福岡小学校いじめ調査委員会」を設置し、事案に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取り組み評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、生活サポート委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回以上計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は年度当初に学級懇談会保護者への周知を図る。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

【重大事態発生時の調査対応図】

